

勝山市立野向小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

勝山市立野向小学校

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきました。

しかしながら、情報化社会の急速な伸展をはじめ、子どもを取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策としていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が制定・施行されました。

そこで、本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「勝山市立野向小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関の緊密な連携の下、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対処を万全にしながら、本校のすべての児童が、生き生き伸び伸びと輝きながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組んでいきます。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（1）勝山市立野向小学校いじめ防止基本方針策定の目的

勝山市立野向小学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）は、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることなどにより、いじめの問題への対策を、学校が関係機関と主体的かつ相互に連携しながら、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とします。

（2）いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ①いじめは、いつでも、どこでも、誰でもが関係する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指します。
- ②児童が、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を浸透させていきます。
- ③すべての児童がいじめを行わないよう、またいじめを認識しながらこれを放置しないよう、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分理解するよう努めます。
- ④学校、教育委員会をはじめとする関係機関および家庭、地域の緊密な連携・協力の下で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- ①「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- ②けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1)「思いやりをもち、仲間を大切にする」子どもを育てる教育

本校教職員は下記の共通の認識を持ち、日常的な指導にあたります。

○道徳教育の推進

道徳の授業の中で思いやりや助け合いの心が身につくようクラスの状況に合わせて、計画的・効果的に実施し、充実を図ります。全校で、体験的に思いやりの心や感謝の心を育てる活動をしていきます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動（保育園、地域の高齢者福祉施設等の訪問や学校行事の招待等）を推進します。

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、障がい者や高齢者への理解、国際理解など自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

学校のいじめ防止に対する取り組みを学校評価項目（児童評価・保護者評価）に位置づけ、その結果を公開していきます。また、学期ごとに研究会を設けて、取り組みの達成状況を把握したり、課題への対応策を検討したりします。

(3) いじめの未然防止

○日常的に教職員が共有する基本的事項

- ①いじめは未然防止で最も大切なのは「**日常的な学習指導・生活指導**」であること。
- ②常に児童の様子を観察し、つぶやきや児童相互の会話・日記等の内容を注視。
- ③職員朝礼・研修会や職員における児童の情報の共有化。
- ④いじめは絶対に許さないという毅然とした態度。

○授業改善

児童に分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行います。

○いじめの起きない学校・学級の土壌づくり

縦割り班活動（にこにこ遊び等）や異年齢交流活動を積極的に行います。

学級ごとに、児童同士が認め合う活動を行います。

- ・児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」
- ・児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」
- ・行事等では個々の児童が「活躍できる場」の設定。

○教育相談体制の充実

学級担任、その他の教職員、スクールカウンセラーによる定期的な個人面談を行い、児童が悩んでいることを気軽に打ち明けられるような場にしていきます。いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することを理解し、児童の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるように支援します。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等での児童相互の呼びかけなど、自治的・主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

- ①いじめへの取り組みが保護者に分かるように知らせます。いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めていきます。
- ②家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にします。地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の未然防止、早期発見に努めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、家庭と連携し「**のむきスマートルール**」及び「**我が家のスマートルール**」を見直し修正していきます。

○特別な配慮が必要な児童への支援

発達障害等のある児童の特性を全教職員が共通理解し、日常活動での様子について情報交換を行うなど、組織的に支援していきます。また、保護者との連携を密にします。

(4) いじめの早期発見

- ① 毎日のいきいきチェックと月1回の生活チェック（資料1）による自己チェックを実施し、定期的に保護者にも確認のチェックを受けます。
- ② 毎月いじめ防止委員会を開き、全教員で児童の様子について情報交換をします。また、日頃から各教員が児童一人一人の様子を観察していくように心がけます。
- ③ 学期末に保護者に対するいじめ調査を実施します。

(5) いじめの事案対処

いじめが起きていることが判明した場合には、いじめ対策委員会を招集し、組織で早期対応を行います。また、ネット上での悪質な書き込みやいじめを発見した場合にも同様の対応を行います。いじめに関する内容の把握が困難なことが予想されるので、市教育委員会や警察の支援を要請し、早期対応に尽力します。

だれが	いつまでに	具体的な対応と留意点
① 発見者、情報を得た教員	1時間以内に報告 (担任、校長、教頭、生徒指導主事)	<ul style="list-style-type: none"> ・発見したときに、事態確認（誰が、誰に、何をした、その結果どうなったか） ・報告を早くするために、事態確認は、できる範囲で行う。 ・受けた児童を守るための指導
② 校長の指示で教頭が	その日のうちにできるだけ早くいじめ対策委員会を招集する。(大休み・昼休み・重大事態の場合には、すぐに)	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会で対応を決める。 ・事実を正確に確認できるように、多角的に聞き取る。(起こった内容によってその日の内に確認できるとよいものがあることを念頭において対応を考える。) ・いじめとして、認知すべきか判断する。 ・「いじめサポート班」を立ち上げ役割分担を行う。 *関係児童・保護者の聞き取りは複数教員で行う。 対応したすべての内容について、記録を残す。
③ いじめ対策委員会が	基本的な対応について	
	① 児童間で解決可能と判断した場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要があれば児童間で謝罪し、適切な事後指導を行う。(児童同士で、学級で) ・全教員がいじめについて共通する場を設け、事後の経過に気を配る。 ・保護者に報告していじめ対策について理解を得るとともに、家庭との連携を図りいじめ解消に努める。 ・加害児童、被害児童に対して、カウンセラー等による心のケアを充実させる。 	
	② 児童間での解決不能と判断した場合 上記に加え、関係機関に報告し、協力を依頼し解決に当たる。	
	その日のうちに	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に確認できた事実のみを連絡し、今後のいじめ解消への協力を依頼する。保護者への事実連絡は、家庭訪問または、学校で直接行う。 ・校長は、確認した事実を、市教育委員会に報告する。
	翌日から	<ul style="list-style-type: none"> ・決定した指導方針に従って、全職員共通理解（職朝または、臨時職員会で）のもと児童への対応に当たる。 ・加害児童への指導、被害児童の様子について、担任を中心（いじめサポート班）に記録に残し、生徒指導がとりまとめ、教頭・校長に報告する。
	5日経過	<ul style="list-style-type: none"> ・改善が見られない場合、新たな方針策定のために校長がいじめ対策委員会を招集し、対策を練る。 ・決められた対策について全職員共通理解し、いじめ解消に当たる。 ・その後いじめ解消に向かっているか、日々指導・観察・サポートを行い、経過を見る。担任中心に記録をとり、生徒指導がとりまとめる。

	3ヶ月経過	・いじめが解消されているか聞き取り・観察を行い、被害者や保護者が、いじめが解消されたと判断した場合、学校ではいじめ解消と判断する。
<p>〈指導の具体的例〉</p> <p>【段階1：個別事実確認】 被害者児童の事実確認の次に、加害者児童の事実確認を行う。両方の保護者に連絡し、教師と保護者が連携して、児童の指導や心のケアにあたる。</p> <p>【段階2：全体事実確認】 事実確認をもとに、学級全体（状況に応じて学校全体）での確認を行う。また、児童に「直接加害者」「間接加害者」「傍観者」のいずれだったのかを自覚させる。これは、秘密にせず全体で行うことが基本。</p> <p>【段階3：被害児童の立場に立つ】 「先生はいじめられた子を徹底的に守る」ことを職員全体で再確認する。いじめを許さない集団づくりについて考えさせ、いじめた子は相応の責任をとることが必要と考えさせる。</p>		

(6) いじめの解消

いじめの解消については、次の二つの要件を満たしているか、必要に応じて、他の事情も考慮して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月を目安とする。）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者と、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対応

○重大事態とするケース

次のケースを重大事態として対応します。また、児童・保護者から重大事態に相当する申し立てが、あったときには、重大事態が発生したものとして対応します。

- ①児童が自殺を計画した場合
- ②身体に重大な損傷を負った場合
- ③金品等に重大な被害被った場合
- ④精神性の疾患を発生した場合
- ⑤いじめによる年間30日程度の欠席を余儀なくされた場合

重大事態を認知した場合は、教育委員会を通じて市長へ重大発生への報告を行い、市教育委員会の助言・指導のもと、対応します。

- ①いじめ防止対策委員会が母体となり、重大事態調査組織を設置します。
*調査組織には、重大事態の内容に応じて、専門知識および経験を有する適切な専門家を加えます。
- ②事態の公表については、校長が窓口として対応します。

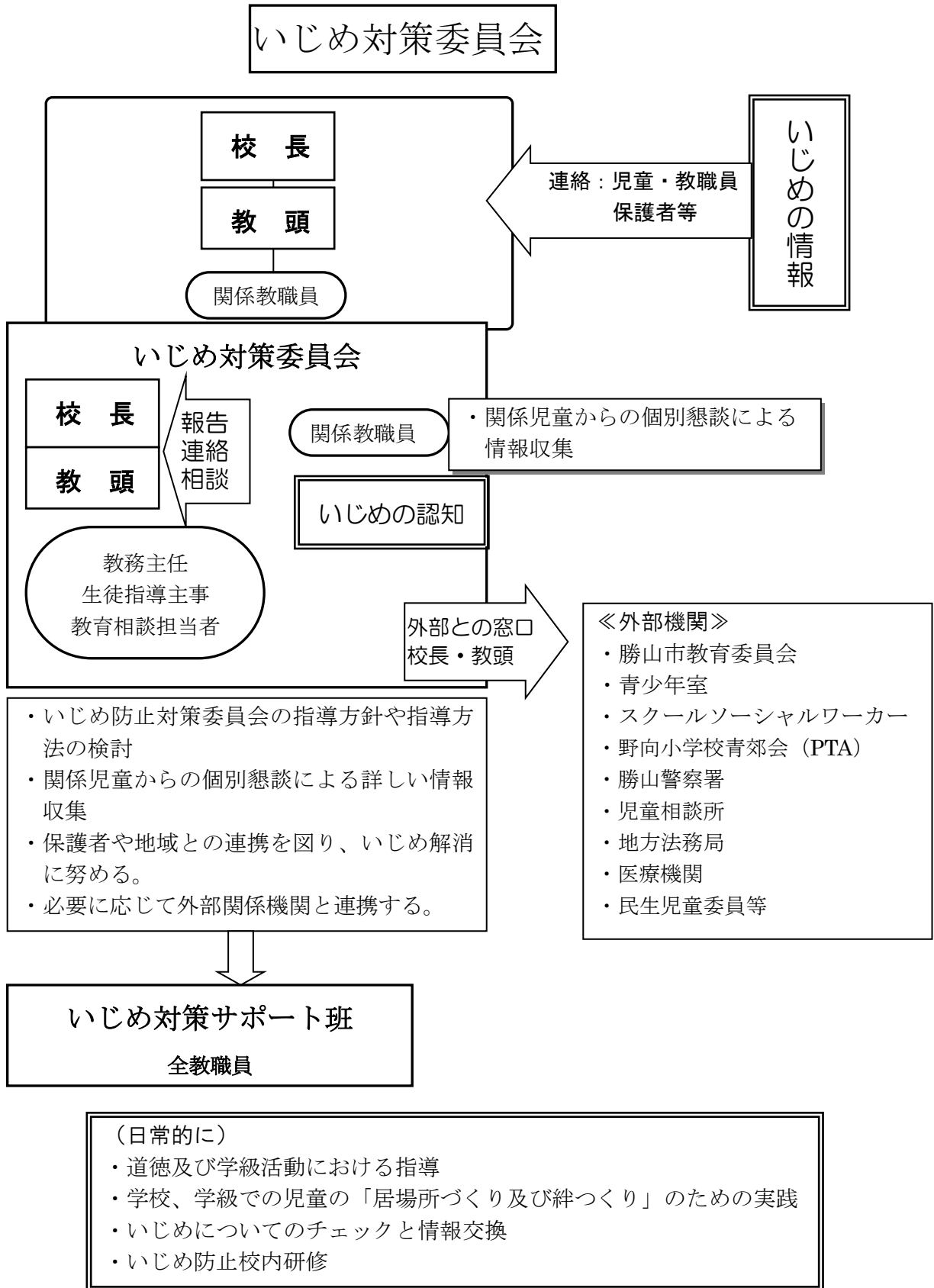
4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・関係教職員

(2) いじめ対応サポート班

全教職員



いじめ対策の年間行動計画

(4～6月)

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会① ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・看護当番の巡回 ↓ 基本方針の公表 4/15 授業参観 4月の生活目標 生活オリエンテーション	縦割り活動スタート（給食・委員会・遊び等） ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感 いきいきチェックカード 4/14 1年生を迎える会 ・新入生を温かく迎える思いやりの態度の育成 4/24 読み聞かせ開始 地域の人々の心にふれる					
5月	いじめ対策委員会② ・定期的に状況把握 校内研修 ・人権教育・道徳教育の年間計画を作成し確認 5月の生活目標 児童館との連絡	縦割り遊び（いきいきタイム） いきいきチェックカード 5/14 親子奉仕作業（4～6年） 学校公開週間 教育相談週間 アンケート調査→個別面談→情報・悩み等への対応					
6月	いじめ対策委員会③ ・定期的に状況把握 校内研修 6月の生活目標 児童館との連絡	縦割り遊び（いきいきタイム） いきいきチェックカード アンケート調査 （教育相談週間） 生活チェックカード 6/1 地域交流活動① 長命会との草取り ・全校奉仕活動 ・地域の人との交流 ・絆づくり 6/8 市連合音楽会 ・練習の過程でのストレスや人間関係の変化に注意 ・自己有用感の育成と他校の演奏への共感・賞賛 学校公開週間					

(7～9月)

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>いじめ対策委員会④ ・定期的に状況把握</p> <p>校内研修</p> <p>7/8 授業参観・保護者懇談会</p> <p>7月の生活目標 夏期休業前の生徒指導 児童館との連絡</p>	<p>縦割り遊び (いきいきタイム) いきいきチェックカード</p> <p>地域交流活動② 各施設に花の苗を配布</p> <p>7/21 ラジオ体操祭</p>					
8月	<p>家庭訪問 子どもの様子を把握</p> <p>いじめ対策委員会⑤ ・分析と振り返り 校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取り組み ↓ 職員会議 ・いじめ及び道德教育、人権教育の重点事項確認 ・2学期に向けて 児童館との連絡</p>	<p>8/21 全校登校日 ・夏休みの様子を伝える ・課題の提出</p>					
9月	<p>いじめ対策委員会⑥ ・定期的に状況把握 ・2学期の取り組み</p> <p>校内研修</p> <p>9月の生活目標 児童館との連絡</p>	<p>縦割り遊び (いきいきタイム) いきいきチェックカード 連合体育大会練習 連体激励会</p> <p>秋花壇の世話…生き物への温かな関わりと全校の協力</p> <p>学校公開週間</p> <p>9/13 市連合体育大会 ・練習の過程でのストレスや人間関係の変化に注意 ・自己有用感の育成と他校への共感・賞賛</p>					

(10～12月)

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会⑦ ・定期的に状況把握</p> <p>校内研修</p> <p>10月の生活目標 児童館との連絡</p>	<p>10/6 遠足（全校） ・縦割り班活動 ・絆づくり 縦割り遊び（いきいきタイム） いきいきチェックカード</p> <p>地域交流活動③ 10/8 コスモス祭り ・地域の方々との交流</p> <p>地域交流活動④ 10/15 町民運動会 ・縦割り班での協力 ・自己有用感の育成と他の児童への応援・賞賛</p> <p>教育相談週間</p>					
11月	<p>いじめ対策委員会⑧ ・定期的に状況把握</p> <p>校内研修</p> <p>11月の生活目標 児童館との連絡</p>	<p>縦割り遊び（いきいきタイム） いきいきチェックカード</p> <p>中部中学校体験入学（6年） 勝山中部中学校下3小学校交流会 ・中学進学を前に、他校の児童と仲良く交流する</p> <p>地域交流活動⑤ 11/5 野向っこ文化祭・町民文化祭・学校公開デー ・自主的な計画 ・全校児童と地域や施設の方々とのふれあい ・自己有用感の育成</p> <p>地域交流活動⑥ 福祉施設訪問</p> <p>地域交流活動⑦ 青郊会親子奉仕作業</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会⑨ ・定期的に状況把握 ・分析と振り返り</p> <p>校内研修</p> <p>12月の生活目標 冬期休業前の指導 児童館との連絡</p>	<p>縦割り遊び（いきいきタイム） いきいきチェックカード</p> <p>人権週間の取り組み…全校道徳・人権集会等 年賀状交流…お世話になった人に 12/16 器械運動発表会 ・自己有用感の育成と他の児童への応援・賞賛</p> <p>(アンサンブルコンテストの練習と参加) ・努力への賞賛 ・自己有用感の育成と他校の演奏への共感・賞賛</p>					

(1～3月)

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<p>いじめ対策委員会⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返り ・3学期に向けて <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点事項確認 <p>校内研修</p> <p>1月の生活目標 児童館との連絡</p>	<p>縦割り遊び (いきいきタイム) いきいきチェックカード</p> <p>登校班見守り隊の方への感謝のお手紙 調理員・施設員への感謝のお手紙</p> <p>1/18 クロスカントリースキーへの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や努力する態度の育成 ・児童相互の励まし合い、協力する態度の育成 <p>1/25 冬の自然観察会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然への尊厳、ふるさとを大切に思う心 <p>給食感謝祭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食、命、人に対する感謝の気持ちの育成 					
2 月	<p>いじめ対策委員会⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 ・年度の振り返りと次年度に向けて <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題確認 ・計画確認 <p>2月の生活目標 児童館との連絡</p>	<p>縦割り遊び (いきいきタイム) いきいきチェックカード</p> <p>教育相談週間 学校公開週間</p> <p>2/8 新入生体験入学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな絆づくり <p>2/16 なわとび大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や努力する態度の育成 ・縦割り班での励まし合い、団結する態度育成 					
3 月	<p>いじめ対策委員会⑫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学期の取り組み <p>査定会</p> <p>個々の児童の状況の記録 と確実な引き継ぎ</p> <p>3月の生活目標 学年末休業前の指導 児童館との連絡</p>	<p>縦割り遊び (いきいきタイム) いきいきチェックカード</p> <p>3/3 六年生を送る会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感謝とお祝いの気持ちを表す ・学校や卒業生の良さや伝統引き継ぐ態度の育成 <p>卒業証書授与式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相互の心の交流 ・保護者や地域の方々、教職員との心の交流 					

〈策定年月日 平成26年4月14日〉

〈改定年月日 令和5年4月24日〉

